

第3回尼崎市都市計画審議会

報 告 事 項

平成30年6月25日

尼崎市都市計画審議会

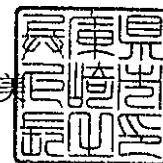
第3回尼崎市都市計画審議会報告事項目録

番号	区分	件名	備考	ページ
1	報告事項 第5号	尼崎市都市計画に関する基本的な方針の中間見直しについて		5-1
2	報告事項 第6号	「(仮称)生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定について		6-1

尼都計第1280号
平成30年6月25日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市報告事項第5号
尼崎市都市計画に関する基本的な方針の中間見直しについて

みだしのことについて、別紙のとおり報告を行います。

以 上
(都市計画課)

尼崎市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の中間見直しについて

1 背景

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定める「都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画の目標となる望ましい都市像と都市整備の方針、また、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画である。本市では、平成 9 年 3 月に策定し、その後尼崎市総合計画の改定を踏まえ平成 26 年 3 月に改定を行った。

改定後の都市計画マスタープランは、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間を計画期間とし、5 年ごとまたは社会情勢等の変化に応じて見直しすることとしており、都市計画基礎調査・現況調査や各種統計調査の結果、市の施策評価等を活用し、毎年度都市計画マスタープランで示す方針の進捗状況の把握に努めている。

平成 30 年度は計画期間の 5 年目にあたることから、これまでの進捗状況等も踏まえつつ、中間見直しの必要性等の検討を行い、その方向性を定めたので報告する。

2 点検結果

- (1) 都市計画マスタープランの改定後、個別の事業については、これまでの間に一定の実績が積み上がっており、既に完了しているものもみられる。
- (2) 改定後に「都市計画市民参画促進事業」を立ち上げ、都市計画まちづくり読本の作成や小学校への出前講座、市民向けのまちづくり講座を実施してきたが、都市計画の周知及び協働のまちづくりに取り組む意識の醸成をより一層推進する必要がある。
- (3) 関連計画については、改定後に多数策定あるいは改定されているものの、都市計画マスタープランにて定めている方針を変える必要があるような考え方の転換や新たに盛り込むべきものはみられない。
- (4) 平成 29 年度に策定された後期まちづくり計画で示している重点取組項目との整合を図っていく必要がある。

3 見直しについて

- (1) 都市計画マスタープラン本編の中間見直しは行わない。
- (2) 毎年度の進捗状況をまとめるほか、今後 5 年間での取り組みについて記載する「(仮称) 中間報告書」を作成する。
- (3) 進捗状況を市民に周知する観点から、計画中の図面等を更新する。
- (4) 今回の(仮称) 中間報告書の作成に合わせ、都市計画及び都市計画マスタープランの周知が効果的に出来るようなまちづくり講座等を実施する。

4 (仮称) 中間報告書の位置づけと進め方

- (1) これまでの各事業の実績及び進捗管理の指標の推移をとりまとめ、都市計画マスタープランで示す方針の前半期間の進捗状況について評価し、後半期間の施策展開に活用する。その際、都市計画マスタープランの次期見直しにつながる進行管理プロセスを引き続き検討する。
- (2) 都市計画マスタープラン改定後の新たな取り組み等についても、後期まちづくり計画に示されている重点取組項目との整合を図りつつ、報告書中に今後5年間の取り組みの方向性について記載し、都市計画マスタープランの推進を図るものとする。
- (3) 報告書の作成を進めるに当たっては、適宜都市計画審議会に報告を行う。

5 今後のスケジュール(予定)

平成30年6月	都市計画審議会報告①(中間見直しについて)
平成30年10~12月	まちづくり講座の実施(都市計画市民参画促進事業)
平成30年11~12月	都市計画審議会報告②(「(仮称)中間報告書」の進捗について)
平成31年1~2月	都市計画審議会報告③(「(仮称)中間報告書」の完成) (仮称)中間報告書、図面等公表
平成31年4月~	計画期間後半スタート

以上